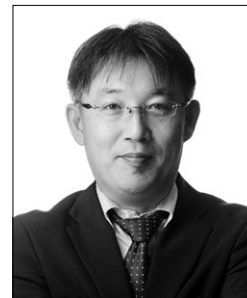


インドの特許制度



弁理士 黒木 義樹

1 はじめに

インドの人口は約14億5,000万人(2024年世銀資料)であり、2023年に中国を抜いて世界一となりました。経済発展が著しく、実質成長率はインド政府発表の2024年度の数値で6.5%(日本は0.1%)となっています¹⁾。

日本との関係強化も続き、対印輸出・投資はここ数年で拡大基調にあります²⁾。

		貿易額(単位: 億円)				
		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
インドへの輸出		10,211	14,234	20,180	23,329	26,512
インドからの輸入		4,997	7,439	8,332	8,049	10,586
		日本からの対印直接投資(単位: 億円)				
		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
投資額		2,140	5,170	4,709	11,374	9,240

英語が準公用語であること、IT人材が豊富で国際ビジネスの基盤が整いつつあることもあり、知財の取得・活用の機運は高まっています。

この動きは知的財産権の出願統計にも表れています。インド特許庁(CGPTM)への特許出願は2019-20年度の56,267件から2023-24年度には92,168件へと大きく増加しました。商標出願は年間で約47万件に達し、意匠・著作権も増勢です。

出願の種類	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24
特許	56,267	58,503	66,440	82,811	92,168
意匠	14,290	14,241	22,699	22,698	30,389
商標	334,805	431,213	447,805	466,580	476,089
地理的表示	42	58	116	211	134
著作権	21,905	24,451	30,988	29,466	36,726

技術分野別では、コンピュータ関連、機械、医薬を含む化学分野で特許出願が多いです³⁾。

発明分野	2019-20	2020-21	2021-22	2022-23	2023-24
化学	5,198	8,809	5,173	11,715*	13,093*
医薬品	5,622	80	5,179	0	0
高分子科学技術	1,309	1,508	858	1,739	1,990
Computer Science & Electronics	11,126	11,930	15,575	20,355	25,826
通信	6,862	6,660	7,314	8,373	7,864
電気	4,587	3,743	4,286	5,666	6,596
物理学	2,646	2,842	3,007	3,901	4,305
生物医学	3,508	4,911	5,288	6,963	7,376
機械工学	10,359	10,540	11,969	14,582	14,811
その他の分野	5,050	7,480	7,791	9,517	10,307
合計	56,267	58,503	66,440	82,811	92,168

*「化学」には医薬品出願が含まれます

既に多くの日本企業がインドに進出しており、企業活動をサポートするため有用な特許権獲得が望まれるところ、インドには日本と異なる制度が多く存在します。

そこで本稿では、インドの特許制度について、最新の法律・規則改正も踏まえて解説します。

2 特許制度の概要

(1) 最新の特許法/特許規則

2021年8月13日施行の改正特許法、及び、2024年3月15日施行の改正特許規則が最新のものとなります。ただし、虚偽表示や実施報告書違反等の罰則に関し、特許法120条、122条、123条が2024年8月1日に改正されています。

(2) 加盟条約

パリ条約、PCT、プタベスト条約等に加盟済みです。

(3) 出願言語

ヒンディー語または英語で行うことができます(規則9(1)(a))。外国語書面出願制度はありません。

(4) 特許権の存続期間

特許査定と同時に特許権の効力が発生し、出願日から20年で満了します(特許法53条(1))。延長登録制度はありません。

(5) 新規性

公知公用及び刊行物公知が規定されており、刊行物公知については世界基準で判断されます(特許法14条)。特許法2条(1)(I)における「新規発明」の定義だけを見ると、公知、公用及び刊行物公知のいずれも世界基準を採用していると解釈できるものの、特許法13条、25条、64条では国内公知公用によって新規性を失うとされているので注意が必要です。

(6) 拡大先願

日本の拡大先願に相当する規定があります(特許法13条(1)(b))。日本のような発明者同一・出願人同一の例外は規定されていないので、「自己衝突」に留意が必要です。ただし、日本と違い先の出願でクレームされた事項のみが先行技術となります。

(7) グレースピリオド

意に反する公開後速やかに出願された場合(特許法29条(2)(3))、政府への伝達(特許法30条)、博覧会等での発表後12か月以内に出願された場合(特許法31条)、優先日前1年以内の試験目的の実施(特許法32条)、仮出願後の実施及び公開(特許法33条)については、新規性を失いません。

(8) 不特許事由

- a. 自然法則に明らかに反する発明
- b. 公序良俗に反する発明
- c. 科学的原理の単なる発見等
- d. 既知の物質の既知の効能増大にならないもの
- e. 物質の単なる混合
- f. 既知の装置の単なる配置、再配置、複製
- h. 農業又は園芸方法
- i. 人や動物の治療方法
- j. 微生物以外の植物及び動物
- k. ビジネス方法及びコンピュータプログラム自体
- l. 文学、演劇、音楽等の審美的創作物
- m. 精神的行為のための計画や規則等、ゲーム方法
- n. 情報の提示
- o. 集積回路の回路配置
- p. インドの伝統的な知識や知恵

が不特許事由として規定されています(特許法3条)。この中で、特に3条(d)と3条(k)は、インドにおける医薬関連及びIT関連の特許審査において非常に厳格に運用されています。

他に、原子力に関する発明については、特許は付与されません(特許法4条)。

(9) 進歩性

既存の知識と比較して技術的進歩を含み若しくは経済的意義を有するか又は両者を有する発明の特徴であって、当該発明を当該技術の熟練者にとって自明でないものにする特徴をいいます(特許法2条(1)(ja))。

(10) 実体審査の有無

実体審査を行います(特許法12条)。

(11) 審査請求制度

出願日または優先日のいずれか早い方から31か月以内に請求する必要があります(規則24B(1))。PCTからの移行出願を期限ギリギリに行う場合は、移行と審査請求とを同時に行うことになります。

(12) 早期権利化の手段

2016年5月の規則改正により早期審査制度が導入されました(規則24C)。次のいずれかの理由が必要です。

①インド特許庁を国際調査機関(ISA)または国際予備審査機

関(IPEA)として指定

- ②出願人がスタート・アップ企業である
- ③出願人が小規模団体(small entity)である
- ④出願人の全員が自然人であって女性が含まれる
- ⑤出願人が政府系機関である
- ⑥出願人が中央政府もしくは州政府によって設立された機関であって、中央政府が所有もしくは管理する機関である
- ⑦出願人が2013年会社法の第45の2条に定義される政府系企業である
- ⑧出願人が政府が実質的に資金を提供している機関である
- ⑨政府の要請に基づいて指定された分野に関連する出願である
- ⑩出願人がインド特許庁と他国特許庁との合意に従って出願を処理するための資格を有する(例えば、特許審査ハイウェイ(PPH))

上記⑩について、日印PPHは2022年11月20日をもって試行プログラムが終了しており、現在は利用できません。現状、大手企業が利用できる手段は①に限られます。

(13) 出願公開制度

全ての出願は、優先日から18か月後に公開されます(特許法11条A(3)、規則24)。18か月前の早期公開の請求も可能です(特許法11条A(2))。

(14) 拒絶査定に対する不服申し立て

2021年裁判所改革法(Tribunal Reforms Act)によって、知的財産審判委員会(IPAB)が廃止されました。審判制度が無いため、拒絶査定に不服がある場合、裁判所に提訴する必要があります(特許法117条A(2))。

(15) 異議申立制度

出願公開から特許付与まで何人も付与前異議申立を書面で行うことができます(特許法25条(1))。出願人は通知を受領した日から2か月以内に応答する必要があります。出願人と申立人は聴聞を要求できます。

また、特許付与後12か月以内であれば、利害関係人は付与後異議申立を行うことができます(特許法25条(2))。特許権者は、申立の写しの送達から2か月以内に答弁書を提出する必要があります。出願人と申立人は聴聞を要求できます。

(16) 特許無効化手続

特許を無効にするためには、日本のように特許庁に無効審判を請求するのではなく、裁判所に無効訴訟を提起する必要があります(特許法64条)。

(17) 実施義務と強制実施権

特許付与日から3年の期間の満了後は、①公衆の適切な需要が充足されていない、②適正に手頃な価格で公衆に利用可能でない、③インド領域内で実施されていない場合に、強制実

施権設定の対象になります(特許法84条)。

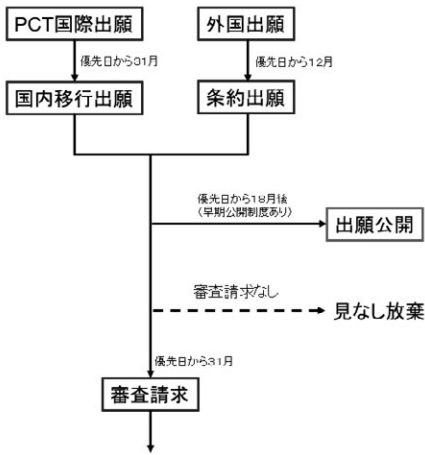
強制実施権設定後も実施が不十分な場合は特許取消の対象になります(特許法85条)。

(18)第1国出願義務

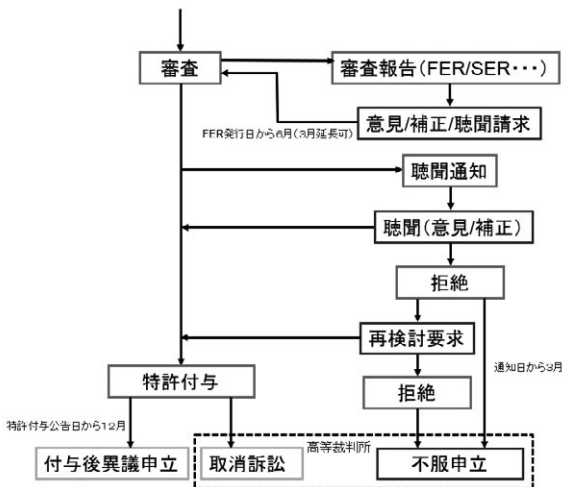
インドに居住する発明者がインドで発明した場合、特許庁から許可を受けない限り、国外に特許出願できません(特許法39条)。日本国籍を有する発明者でもインドに居住している間は該当します。

3 出願の流れについて

出願の流れは以下のとおりです。



外国人にとって主な出願ルートは二つです。PCT国際出願からの国内移行は優先日から31か月、パリ条約ルートは優先日から12か月が期限です。出願は通常、優先日から18か月後に公開され(希望すれば早期公開も可能)、審査請求は優先日から31か月までに行う必要があります。審査請求をしない場合は見なし放棄となるため注意が必要です。



審査請求後に最初の審査報告書(FER)が発行され、出願人はアクセプタンス期間内に意見書・補正書で応答します。その後、必要に応じて二回目以降の審査報告書(SER)が出され、追加の応答を重ねます。審査の途中または最終段階で聴聞(ヒ

アリング)が設定されることがあります。聴聞は、技術説明や補正提案を直接行う機会であり、適切に準備すれば許可に向けたテクニカルな突破口になり得ます。最終的に特許付与または拒絶の決定が出ます。

特許査定と同時に特許権が発生しますが、登録簿へ登録された日から3か月以内に3年次から査定年までの累積年金を納付する必要があります。特許証はPDFで電子的に発行されます。

特許後に特許を取り消すための手続きとしては、付与後異議申立と取消訴訟があります。

拒絶に対しては再検討要求(Review Petition、特許法77条(1)(f))ができますが、明確な誤りがある場合に限り有効で、効果は限定的です。通常、3か月以内に高等裁判所への不服申立て(特許法117A条)を提起します。

4 アクセプタンス期間

アクセプタンス期間はインド実務で重要な管理ポイントの一つです。期間はFER発行日から6か月で、1か月単位で最大3か月延長可能です。単なる応答提出ではなく、「この期間内に出願を許可状態にする」ことが求められます。応答が遅れて許可状態に至らない場合は、放棄扱いのリスクが生じます。拒絶が見込まれる局面では、アクセプタンス期間満了の10日前までに聴聞(ヒアリング)を申請できます。聴聞を申請しておけば、アクセプタンス期間の経過後も出願を特許庁に係属させておくことができ、聴聞の機会が与えられます。

聴聞に先立ち、聴聞通知が送付されます。この通知には、日時や実施方法(対面/オンライン)が記載され、通知後10日(形式的問題)または30日(実体的問題)で実施されます。期日延長は最大2回まで認められます。聴聞後に意見書・補正書を提出する場合は15日以内に行う必要があります。

5 関連外国出願の情報提供義務(特許法8条)

関連外国出願のステータス情報や審査結果に関する情報の提出義務があります。

特許法8条1項では、関連外国出願に関する「明細事項」を記載した陳述書(Form 3)の提出と、随時通知の誓約が求められます。

初回提出はインド出願時またはインド出願日から6か月以内であり、その後は最初の審査報告書(FER)発行から3か月以内に更新します。

明細事項は、出願国、出願日、出願番号、ステータス(係属中、許可、付与、放棄、取下げ、拒絶など)、公開日、処分日のような書誌情報です。

特許法8条2項では、管理官から求められた場合に「出願の処理に関する所定の明細」を2か月以内に提出します。ここには、新規性・進歩性判断に関わるサーチレポート、国際予備審査報告(IPER)、国際調査報告(ISR)、許可クレームなど、他庁の審査

資料が含まれます。必要に応じて適切な翻訳を添付します。

2024年3月15日の規則改正では、管理官が主要特許庁のデータベースから出願の処理に関する所定の情報を原則取得する運用が示されました。

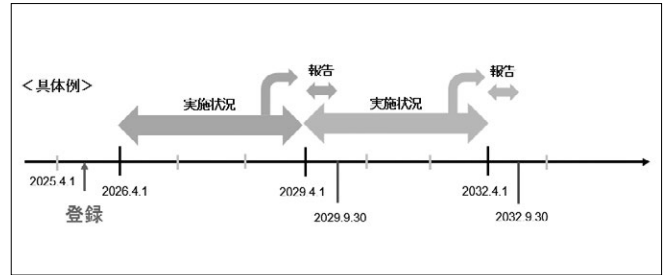
FORM 3 THE PATENTS ACT, 1970 (39 of 1970) and THE PATENTS RULES, 2003 STATEMENT AND UNDERTAKING UNDER SECTION 8 (See sub-rule (2) and (3) of Rule 12)					
1. Name of the applicant(s).		I/We,			
2. Name, address and nationality of the joint applicant.		hereby declare: (i) that I/We who have made the application for patent number in India, dated, alone/jointly with, (ii) that I/We have not made any application for the same/substantially the same invention outside India Or (iii) that I/We have made for the same/ substantially same invention, application(s) for patent in the other countries, the particulars of which are given below:			
Name of the country	Date of application	Application No.	Status of the application	Date of publication	Date of disposal
3. Name of the Controller to whom the application(s) filed in India, has been assigned to		(ii) that I/We undertake that upto the date of grant of the patent by the Controller, I/We would keep him informed in writing regarding the details of corresponding applications for patents filed outside India in accordance with the provisions contained in section 8 and rule 12. Dated this day of 20.....			

6 実施報告書(特許法146条等)

特許付与後の「国内実施(working)」に関する報告義務が課されています。対象は特許権者とライセンシーで、複数の関連特許をまとめて提出でき、実施状況、未実施理由、ライセンス可能性の有無などをForm 27に記載して提出します。

FORM 27 THE PATENTS ACT, 1970 (39 of 1970) AND THE PATENTS RULES, 2003 No. 146 STATEMENT REGARDING THE WORKING OF PATENTED INVENTION(S) ON A COMMERCIAL SCALE IN INDIA (See section 146(2) and rule 131(1))		
1. Insert name, address, nationality, patent number(s).	I/We, the Patentee(s)/ Licensee in respect of patent number(s) furnish this statement. (Explanation: One form may be filed in respect of multiple patents, provided all of them are related patents and are granted to the same patentee(s).)	
2. State the financial year to which the statement relates.	in respect of the financial year	
3. Worked / not worked. Please state whether each patent in respect of which this form is being filed is worked or not worked.	Patent Number(s)	Worked [Tick (✓) if applicable]
		Not worked [Tick (✓) if applicable]
4. If not worked, please tick the appropriate reasons	<input type="checkbox"/> Patented Invention is under development/ commercial trial <input type="checkbox"/> Patented Invention is under Review/approval with Regulatory authorities <input type="checkbox"/> Exploring commercial licensing <input type="checkbox"/> Any other, may specify:	
5. Whether the patent is available for licensing	<input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO In case of YES, would you be interested in receiving communications from any person interested in seeking a license. If so, kindly provide contact details as below: Email address: Contact Number:	
The facts and matters stated above are true to the best of my/ our knowledge, information and belief. Dated this day of 20.....		
6. To be signed by Patentee(s) / Licensee / Authorized Agent furnishing the statement.	Signature(s)	
	To The Controller of Patents, The Patent Office, at	

2024年3月15日の規則改正によって報告の頻度が減り、特許後に開始する会計年度から3会計年度に1回報告すればよいことになりました。会計年度は4月1日から翌年3月31日までで、報告は当該期間満了から6か月以内(最大3か月延長可)に提出します。



未提出には、100,000ルピー以下の罰金に加え、違反が続く場合は1日あたり1,000ルピーの追加罰金が科されます。虚偽申告は、総売上高の0.5%または5,000万ルピーのいずれか低い方の罰金が定められています。罰則が適用された前例はないようですが、特許庁は近年コンプライアンス重視の姿勢を示していますので、正確で完全な報告書のタイムリーな提出を心掛けたいところです。

7 分割出願(特許法16条)

一つの明細書に複数の発明が記載されている場合、管理官からの要求で、または自発的に、分割出願することができます。親出願が特許付与されるまで分割できるものの、特許査定と同時に特許付与されるため、最初の審査報告(FER)への応答時に必要な分割出願をしておくのが無難です。

なお、2024年に特許規則改正により明細書からの分割出願も可能となりました。また、分割出願(子出願)からの分割出願(孫出願)も可能となりました。

ここで、分割出願は審査やり直しやアクセプタンス期間を延ばす手段ではありません。「単一性解消」の色が強く、クレーム調整目的の分割や権利範囲温存型の分割は拒絶されるリスクが高くなります。

8 おわりに

インドの特許制度について見てきましたが、掲載した情報がインドでの特許出願及び権利化方針策定の一助になれば幸いです。

- 【出典】※いずれもウェブサイトより入手可能
- GLOBAL NOTE - 世界の実質GDP成長率 国別ランキング・推移 (IMF) (<https://www.globalnote.jp/post-12798.html>)
 - 外務省 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/data.html>)
 - インド特許庁 Annual Report 23-24 (https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/Images/pdf/Annual_report_23-24_En.pdf)

○この記事に関するお問合せ先
知財情報戦略室: ipstrategy@soei-patent.co.jp